

申告書確認表【留意事項】

この申告書確認表【留意事項】は、申告書確認表を御活用いただく際に留意すべき事項について取りまとめたものです。

| 項目 | 確認内容 | | 留意事項 |
|--|------|--|--|
| | No. | | |
| 共通事項 | 1 | 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。 | 当連結事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、連結所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。 |
| | 2 | 各別表に記載している前連結事業年度からの繰越額（期首現在連結個別利益積立金額、期首現在連結個別資本金等の額を含みます。）は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。 | 前連結事業年度からの繰越額が前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した連結所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、別表五の二(一)付表一の期首現在連結個別利益積立金額や期首現在連結個別資本金等の額が前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していない場合には、前連結事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、連結特定同族会社の課税連結留保金額、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。 |
| | 3 | 組織再編成が行われた場合、組織再編成に係る契約書等の写し及び主要な事項に関する明細書を添付し、適格判定を行っていますか。 | 適格判定に誤りがあった場合には、移転資産等に係る多額の譲渡損益等の申告調整が必要となる場合があります。 |
| 個別帰属額の届出書 | 4 | 1欄の金額は、別表七の二付表一の24欄に金額を記載した場合、別表四の二付表の54①欄の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一の24欄の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載していますか。 | 左記の金額を記載していない場合には、上段の個別所得金額の計算に誤りが生じることがあります。 |
| | 5 | 37欄の金額は、連結法人税の個別帰属額の届出書付表の4欄と一致していますか。 | 左記の金額が一致していない場合には、連結地方法人税個別帰属額に誤りが生じることがあります。 |
| 個別所得金額の計算 別表四の二付表・ 五の二(一) 付表一 | 6 | 別表四の二付表の1③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書記載の剰余金の配当の額と一致していますか。 | 左記の金額が一致していない場合には、連結特定同族会社の課税連結留保金額の計算に誤りが生じることがあります。 |
| | 7 | 別表四の二付表と別表五の二(一)付表一の検算額は、別表五の二(一)付表一の25④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 ○連結親法人 (納付の場合) 別表四の二付表の54②欄 + 別表五の二(一)付表一の25①欄 + 別表五の二(一)付表一の21～24の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一の二の16欄 - 別表一の二の44欄 = 別表五の二(一)付表一の25④欄 (還付の場合) 別表四の二付表の54②欄 + 別表五の二(一)付表一の25①欄 + 別表五の二(一)付表一の21～24の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 + 別表一の二の28欄 + 別表一の二の45欄 = 別表五の二(一)付表一の25④欄 ○連結子法人 別表四の二付表の54②欄 + 別表五の二(一)付表一の25①欄 + 別表五の二(一)付表一の21～24の③欄の合計額 = 別表五の二(一)付表一の25④欄 | 中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合には、一致しないことがあります。 なお、連結親法人にあっては、別表五の二(一)付表一に記載する「未収連結法人税個別帰属支払額及び未収連結地方法人税個別帰属支払額」から「未払連結法人税個別帰属受取額及び未払連結地方法人税個別帰属受取額」を減算した額と「未納連結法人税及び未納連結地方法人税」との間に差額がある場合にも、一致しないこととなります。 |
| | 8 | 前連結事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当連結事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。 | 左記の項目以外に、前連結事業年度以前に申告調整を行っている項目についても、その受入処理が正しく行われているか併せて確認する必要があります。 |
| | 9 | 貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五の二(一)付表一の④欄の金額と一致していますか。 | No.9・No.10によっていない場合には、申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、連結所得金額の計算に誤りが生じることがあります。 |
| | 10 | 貸借対照表又は勘定科目内訳明細書に記載している連結法人税個別帰属額の未払又は未収分の金額は、別表五の二(一)付表一の④欄に記載した連結法人税個別帰属額の未払金又は未収入金の金額と一致していますか。 | |
| | 11 | 組織再編成が行われた場合、連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の調整を行っていますか。 | 連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の調整を行っていない場合には、連結特定同族会社の課税連結留保金額、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。 |